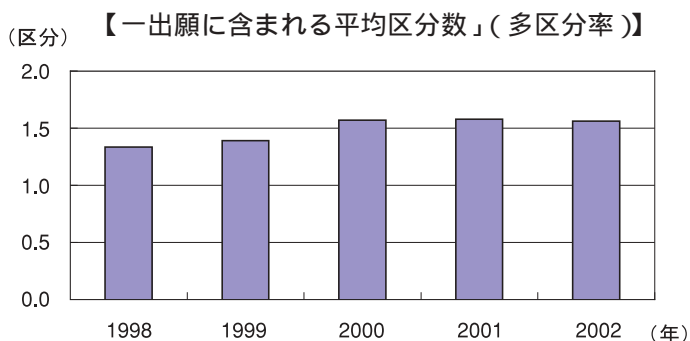
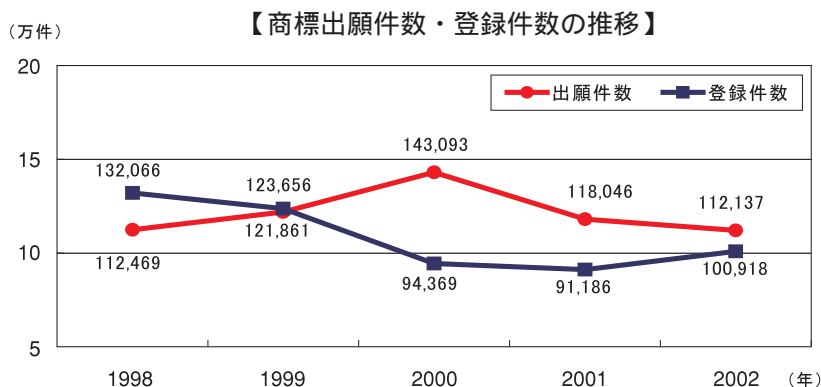


3. 商標審査

(1) 商標出願動向

商標登録出願件数（国際商標登録出願を除く。）は、近時最多を記録した2000年以降、2年連続で減少し、2002年の出願件数は、前年比約5%減の約11万2千件である。なお、2001年の出願件数が前年比約17%減であったことからすると、2002年の減少率は縮小している。

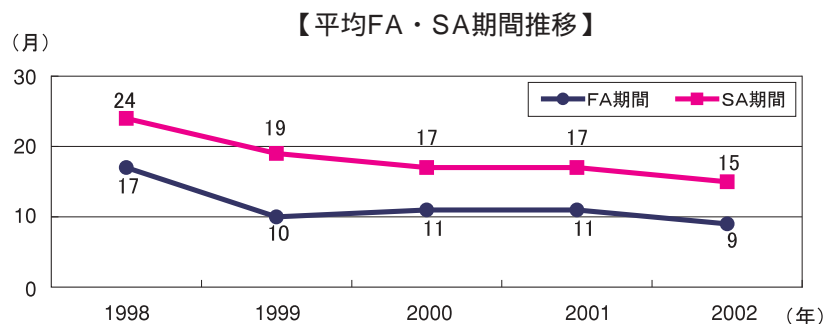
一方、登録件数は、1997年4月の一出願多区分制度の導入による多区分率の上昇に伴い漸減傾向にあったが、2002年は前年比約10.7%増の約10万1千件となっている。



(2) 審査処理状況

審査処理期間

商標の審査処理期間は、処理に係る電子化の推進及び民間能力の活用等を進めることにより着実な短縮化が図られている。具体的には、2002年末のFA期間は約9か月であり、2001年末から約2か月短縮した。



(備考) FA 期間：出願日から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。
SA 期間：出願日からファーストアクション後の査定が発送されるまでの期間。

早期審査

模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期処理のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえ、商標登録出願のうち、出願人が出願に係る商標を使用しているか又は使用の準備を進めており、かつ、第三者が無断で使用しているなど権利化について緊急性を要するものについては、通常審査に優先して速やかに審査する早期審査を実施している。

(参考：早期審査の対象となる出願)

以下の2つの要件を備えた商標登録出願を早期審査の対象とすることができる。

- a. 出願人自身又はライセンシーが、出願商標を指定商品若しくは指定役務(一部の商品若しくは役務を含む。)に使用しているか又は使用の準備を相当程度進めている出願であること。
- b. 「権利化について緊急性を要する出願」であること。

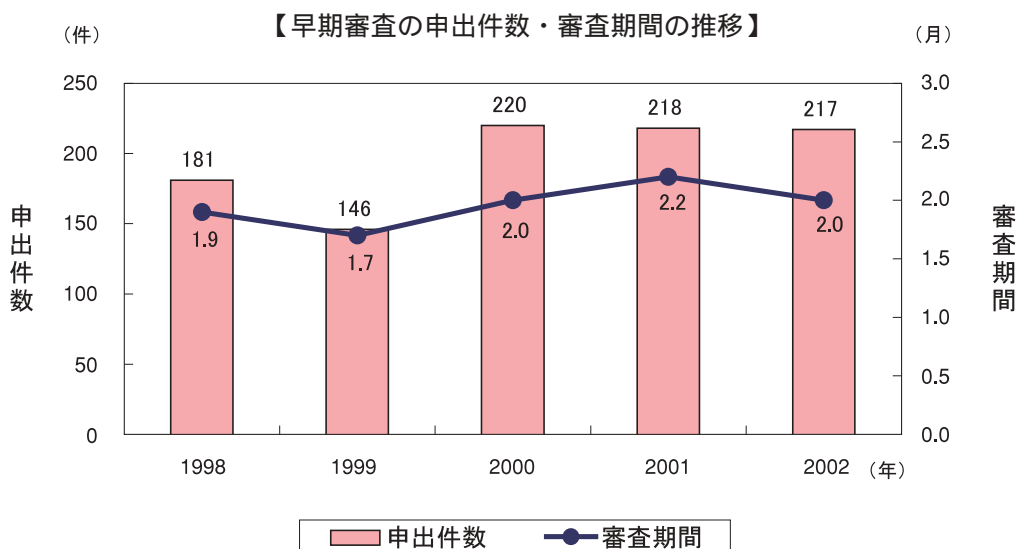
上記の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかなる場合。

出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。

出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。

出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している場合。

その他、権利化について緊急性があると認められる場合。



(備考) 審査期間：申し出から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間。